

【想定】

平時のように介護サービス等が使えなくなった場合に、代替サービス等で対応するなどケアプラン変更が必要になった時の参考に。ご本人の状態はもちろん感染症の蔓延状況などを見ながら、適宜見直しを図ることが大切。

《利用者 の 体調不良 を 把握 した 時》

- ① 利用者の身体状態の確認が必要。
- ② 誰に連絡するとういのか等を事前に相談し決めておくことが必要。（家族、かかりつけ医、事業所管理者、訪問看護など）

- ・ 症状：発熱（いつから？）、風邪症状（いつから？）、だるさ（いつから？）、息苦しさ（いつから？）など
- ・ 生活行動歴：デイサービスなどのサービス最終利用日は？、直近で病院に行った日は？、どこかへ行って誰かに会った？など

※医療機関を受診する場合、交通手段について確認の必要あり。

※PCR検査の対象となった場合（保健所から指示があります）が、交通手段について検討の必要あり。

※入院となった場合、入院物品の事前の準備や置き場所の確認などの必要あり。

《利用者 が PCR 検査 の 結果、陽性 と 判定 された 場合》

※検査の結果で入院となった場合、入院施設へ行く交通手段は保健所が助言します。

※保健所などが入院調整を実施します。

《利用者 が 濃厚 接触 者 と なった 場合》

※保健所から本人または家族へ連絡があり、濃厚接触者に対してPCR検査を実施し検査結果が陰性の人は、電話等による健康観察がスタート。

通所系サービスはお休みし自宅待機（2週間程度）

※利用しているサービスの継続状況等を確認。

現状またはサービス追加等により在宅生活が可能かどうか？

※家族での対応が難しい時、食や見守りが必要な時など、生命維持や著しい機能低下が予測されるなどの場合に代替サービス等の検討が必要。

可能

※ご家族さんへの配慮。「家庭内でご注意いただきたいこと」
厚生労働省作成のチラシを参考に家族の感染防止についても気を配る。

不可

【検討しておく内容の例】

- ① 利用しているサービスの日数追加などが可能か
- ② 通所事業所によって「訪問」や「電話」での対応に切り替えてサービスを継続する場合もあり利用可能か
- ③ 医療的なケアが必要で引き続き在宅療養の場合、訪問看護が必要か
- ④ 食事 ⇒ 食の自立支援（新規・追加）、他の食の配達など
- ⑤ 服薬 ⇒ 服薬確認をしている場合、誰が確認するのかなど
- ⑥ 入浴 ⇒ 清拭で対応など
- ⑦ 機能訓練 ⇒ 自宅で行えることなど
- ⑧ その他

※通所等の事業所は、事業を休止・縮小した場合には市介護保険課へ報告する。市介護保険課は、その結果について、適宜、居宅介護支援事業所へ情報提供を行っている。

※訪問看護を検討する状態は、
松江市入院退院連携ガイドライン（PAS）参照



在宅生活をしている要介護高齢者や障がい者の介護者が、新型コロナウイルス感染症になり入院となった場合で、他の家族や介護者などが確保できない場合に「短期入所受入れ施設」が受け入れ、必要なケアが継続されます。検討が必要な場合は、介護保険課までご相談ください。